

平成 2 9 年度第 2 回宗像市都市計画審議会

<第 6 号議案>

福岡広域都市計画地区計画の決定

久原地区

(宗像市決定)

平成 2 9 年 7 月 2 4 日 (月)

宗像市役所 第 2 委員会室

福岡広域都市計画総括図（宗像市） 地区計画の決定



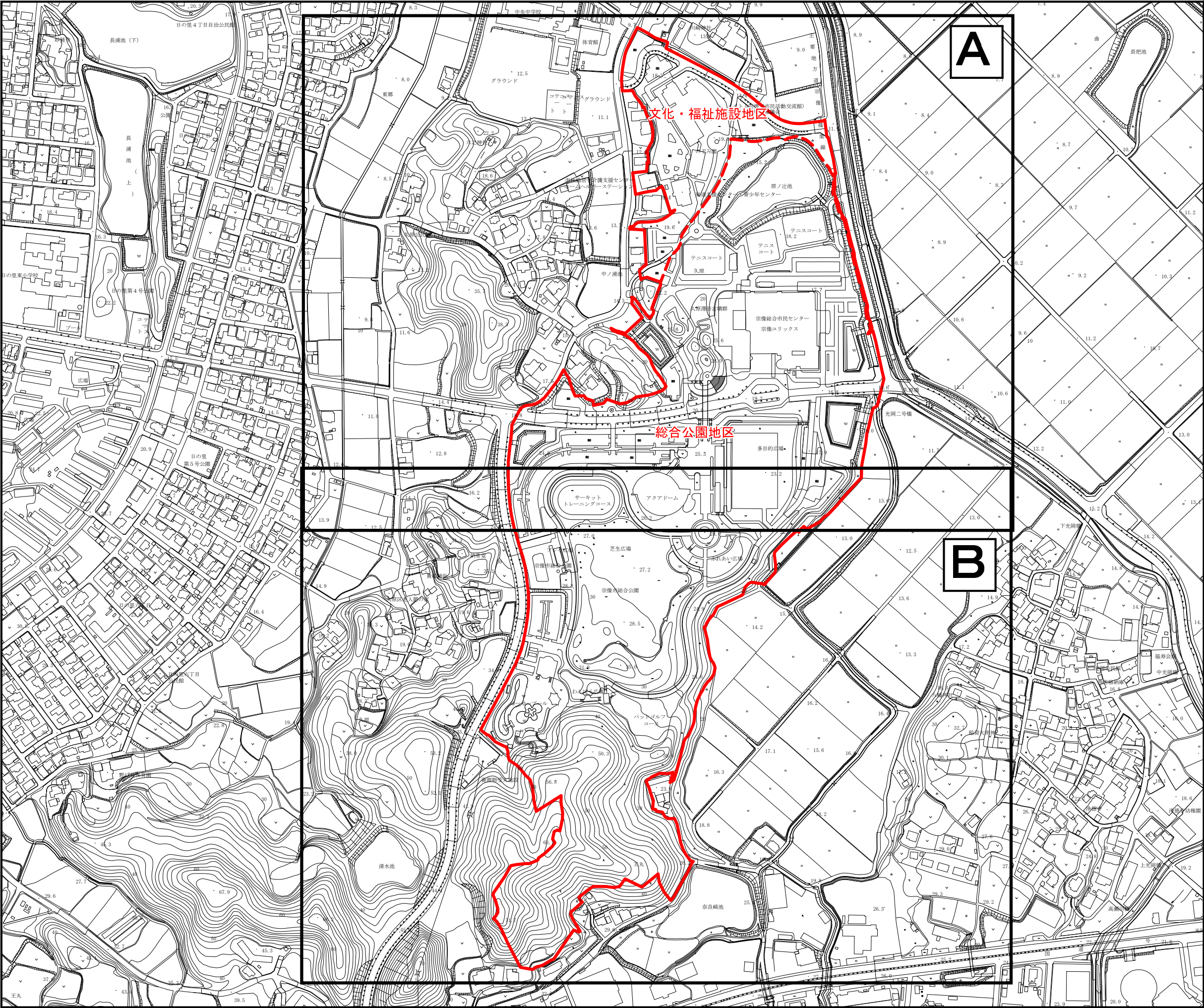
都市計画法凡例				
種別	線幅(メートル)	線幅(メートル)	線幅(メートル)	線幅(メートル)
第1種低層住居専用地域	1m	200m	10m	
第2種低層住居専用地域	1m	200m	10m	
第1種中高層住居専用地域	1m			
第1種住居地域				
第2種住居地域				
準住居地域				
準工業地域				
近隣商業地域				
商業地域				
市街化区域及び市街化調整区域境界				
地区計画区域境界				
都市計画区域境界				
用途地域境界				
都市計画道路				
都市計画公園				
準防火地域				
処理場				
ポンプ場				
汚物処理場				
火葬場				
ごみ処理場				

凡例	
容積率	建築物の高さの 限度
建ぺい率	外壁後退距離の 限度
	建築物の敷地面積の 最低限度
※地区計画区域については、 別途制限があります。	
自然公園法凡例	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	

この図面は総括図(縮尺1/25,000)を一部加工したものです。

S=1:25,000

0 1000 2000 4000m



福岡広域都市計画計画図

地区計画の決定

久原地区地区計画

N
W
E
S

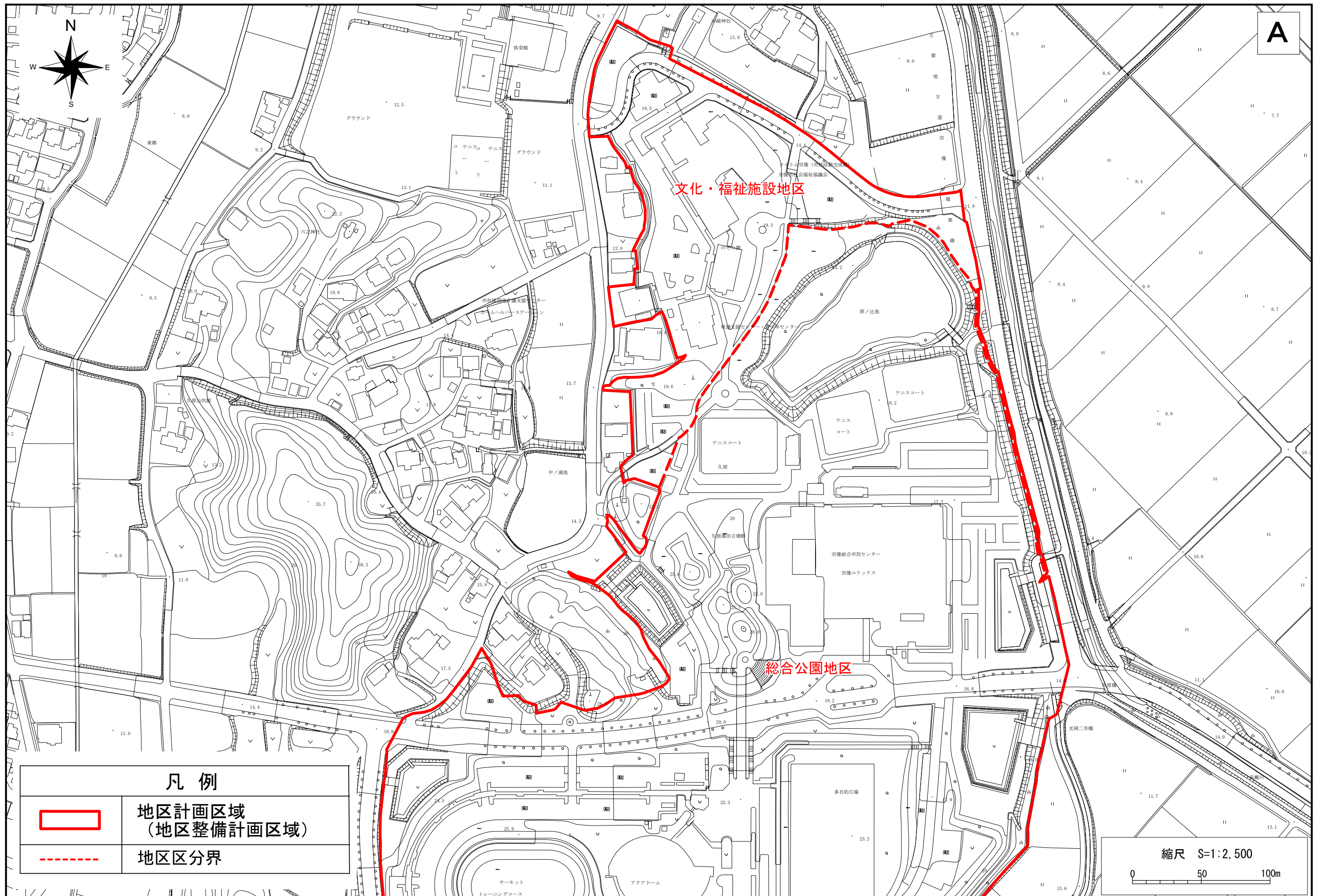
凡 例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	地区区分界

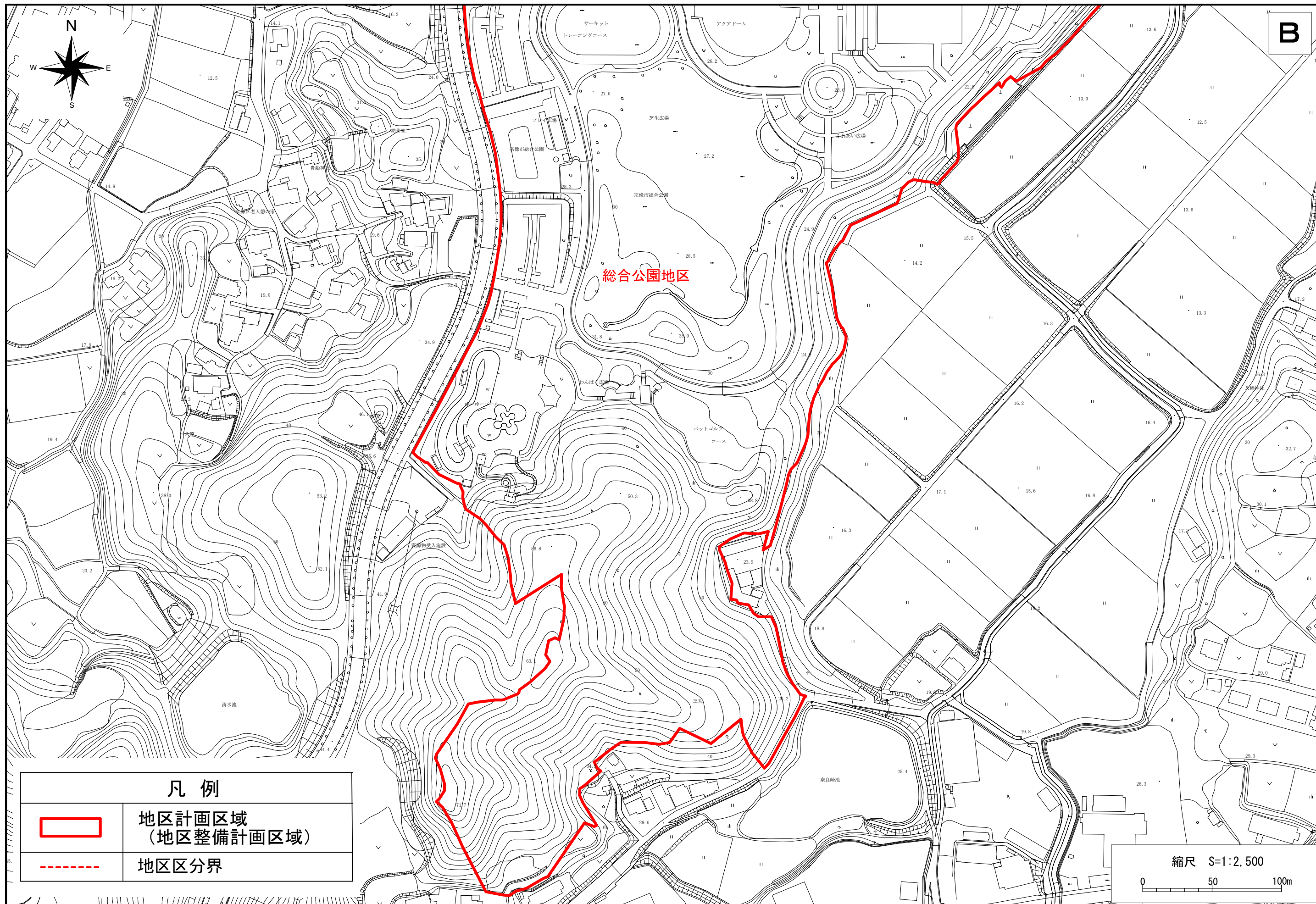
縮 尺 S=1:5,000

0

100

200m





福岡広域都市計画地区計画の決定(宗像市決定)

都市計画久原地区地区計画を次のように決定する。

名 称		久原地区地区計画
位 置		宗像市久原、光岡及び王丸の各一部
面 積		約 3 2. 2 ヘクタール
地区計画の目標		本地区は、J R 東郷駅から東に約 1. 8 キロメートル、J R 赤間駅から南西に約 2. 5 キロメートルに位置し、宗像ユリックスやメイトム宗像等の公共施設が立地している。また、第 2 次宗像市都市計画マスタープランでは文化・福祉機能を有した「特化施設地区」と位置づけており、本市の文化・福祉における中心的な地区となっている。 そこで、市民の活発な文化、レクリエーションや市民公益活動を支援するとともに、健康福祉活動全般を充実させるため、文化・福祉における特化施設としての機能の維持、保全を図る。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	文化・福祉における特化施設としての機能の維持・保全を図るため、地区を 2 つに細区分し、それぞれ次のように土地利用を誘導する。 【文化・福祉施設地区】 メイトム宗像を核とした公共施設の立地を誘導し、市民の活発な文化、レクリエーションや市民公益活動を支援するとともに、健康福祉活動全般のセンター機能を充実させる。 【総合公園地区】 宗像ユリックス総合公園として都市計画決定された宗像ユリックスを核として、都市公園としての施設を誘導する。
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限を定め、文化・福祉における特化施設としての機能の維持・保全を図る。

地区整備計画	地区の細区分	地区の名称	文化・福祉施設地区	総合公園地区
		地区の面積	約 4.5 ヘクタール	約 27.7 ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 4 ホテル又は旅館 5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 6 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 7 病院 8 自動車教習所 9 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 10 自動車修理工場	—
備考			用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。	

「地区計画の区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由：別紙理由書のとおり

久原地区地区計画の決定理由（宗像市決定）

本地区は、ＪＲ東郷駅から東に約１．８キロメートル、ＪＲ赤間駅から南西に約２．５キロメートルに位置し、宗像ユリックスやメイトム宗像といった公共施設が立地している。また、第２次宗像市都市計画マスタープランでは、文化・福祉機能を有した「特化施設地区」と位置づけており、本市の文化・福祉における中心的な地区となっている。

そこで、市民の活発な文化、レクリエーションや市民公益活動を支援するとともに、健康福祉活動全般を充実させるため、文化・福祉における特化施設としての機能の維持、保全を図ることを目標に地区計画を定めるものである。